

社会福祉法人 桜花会
特別養護老人ホーム ライフケア柏原
指定短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 桜花会が実施するライフケア柏原短期入所生活介護事業所・介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の生活相談員、介護職員、看護職員、管理栄養士及び機能訓練指導員等の職員（以下「従業者」という。）が、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護又は要支援者に対し、適正な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

2、 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った各種のサービスを、その心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、利用者の選択を重視しながら、総合的かつ効率的にサービスを提供する。

3、 事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村保険者、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム ライフケア柏原
短期入所生活介護事業所・介護予防短期入所生活介護事業所
- (2) 所在地 福岡市南区柏原4丁目29番5号

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者1人（常勤、併設のライフケア柏原介護老人福祉施設の管理者と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理、事業の利用申込に係わる調整、業務の実施状

況の把握、その他の管理を行うとともに、従業者にこの規程を順守させるために、必要な指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1 人（常勤、介護老人福祉施設と兼務）

生活相談員は、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び利用者が日常生活を営むことができるように利用者又はその家族に対し、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ相談援助等の生活指導を行う。

(3) 介護職員及び看護職員

利用者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 名以上。

介護職員（常勤専従 5 名以上と常勤、介護老人福祉施設兼務 5 名以上）

看護職員（常勤、介護老人福祉施設兼務 4 名以上）

介護職員及び看護職員は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画の提供に当たるとともに、常に利用者の健康状態を把握し、健康保持のために必要な措置を講じる。

(4) 機能訓練指導員 1 人（常勤、介護老人福祉施設兼務）

機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(5) 管理栄養士 1 人（常勤、介護老人福祉施設兼務）

管理栄養士は、利用者の状態に応じた適切かつ質の高いサービス提供が行われるように栄養管理を行う。

(6) 医師 2 人（非常勤嘱託医、介護老人福祉施設兼務）

医師は、利用者の健康管理及び療養上の指導、助言を行う。

（利用定員）

第 5 条 短期入所者生活介護の利用定員は 8 名とする。

尚、ユニット別の介護老人福祉施設と短期入所生活介護の定員内訳は以下のとおりとする。

ユニット数	介護老人福祉施設定員	短期入所生活介護定員
ユニット 1	2 名	8 名
ユニット 7	各 10 名	0 名

（営業日及び営業時間）

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする、

(1) 営業時間（利用受入れ時間）は原則として、午前 9 時から午後 6 時までとする。

(2) 電話等により、24 時間連絡可能な体制とする。

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容)

第7条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 生活指導及び訓練等

広義のリハビリテーションを積極的に取り入れ、且つ自主性を尊重した日常生活動作の訓練を行う。

(2) 食事の提供

利用者の趣向と健康状態を的確に把握し、食事の諸問題を検討し、バラエティに富んだ楽しい食事とする。また、利用者の栄養管理を行い、療養食の対応も行う。

(3) 入浴の提供

利用者の健康状態を把握した上で、心身の衛生面及び機能面を考慮した入浴サービスとする。

(4) 健康管理

利用者の状態を的確に把握し、家族及び嘱託医等との連携を密にとり、疾病の予防に努める。また、夜間における連絡対応の看護体制を整備する。

(5) その他の介護の提供

介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

(6) 送迎サービス

家族にて入退所時の送迎が困難な契約者に対しては、送迎の便宜を図る。

(7) 在宅介護に関する各種の相談への対応

常に利用者や家族の心身の状況、そのおかれている環境等の的確な把握に努め利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言や、その他の援助を行う。

(8) 介護教育

介護者やその家族に対し、在宅での介護方法等を専門の職員が、実習指導・助言を行う。

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用料・その他の費用)

第8条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供した際には、利用者から(別表1)に掲げる利用料の一部及び居住費と食費を加えた額の支払を受けるものとする。但し、利用者が利用料の減免の認定を受けているときは、その認定に基づく支払を受けるものとする。

- 2、前項に定めるもののほか、(別表1)に掲げるその他の費用の支払を受けることができる。また、送迎サービスの際の交通費等については、状況に応じ考慮し、徴収が必要となった場合については、その都度、利用者又は家族と協議して徴収する。
- 3、費用の支払を受ける場合には、利用者又は家族に対し事前に説明した上で、支払いに関しての同意を得ることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 基本的に送迎の実施地域は、福岡市内の早良区・南区・城南区とする。(他所轄区は要相談とする)

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) 努めて健康に留意すること。
- (2) 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒しないこと。
- (3) 指定された場所以外で火気を用いないこと。
- (4) その他、管理者が定めたこと。

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 事業所は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により入居申込者の同意を得るものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第12条 事業所は、利用者の事故防止のため、事故発生の防止及び発生時対応の指針に基づき、事故発生防止のための委員会を組織し、安全且つ適切なサービス提供に努める。

- 2、事業所は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の実施中に、利用者の病状に急変や事故、その他緊急事態が発生したときは、主治医に連絡等の処置を講ずるとともに、速やかに市町村、利用者家族及び居宅介護支援事業者等に報告する。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行う。

(身体拘束廃止)

第14条 事業所は、緊急やむを得ない場合以外の拘束は行わない。緊急かつ一時的に拘束が行われる場合は[サービス向上指針「やむを得ず身体拘束を行う場合の対応」]の取決めに準じて対応する。

(衛生管理等)

第15条 事業所は、当該事業所において感染症が発生し又はまん延しないように、感染症および食中毒の予防及びまん延防止のための「指針」の整備、「委員会」の設置、「研修」の機会確保を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、従業員の資質の向上を図るため「事故発生防止」「感染症等の予防」「利用者等の人権擁護」「高齢者虐待の防止」「身体拘束廃止」「ハラスメント」等の内容を含む幅広く且つ有用な研修機会を確保するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 内部研修会 各月1回
- (3) 外部研修会 随時

- 2、 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3、 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4、 事業所は、利用者等からサービスに関する記録の提供の申し出があった場合は、適切な方法でその情報の提供を行うものとする。
- 5、 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人桜花会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 6、 (緊急時等における対応方法)

第17条 従業員は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医に連絡等の処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(高齢者虐待防止)

第18条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、以下の必要な措置を講じる。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識、技術の向上に努める
- (2) 個別支援計画の作成等、適切な支援の実施に努める
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整備し、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努める
- (4) 虐待等の発見時における、行政及び関係機関への通報を行う。
- (5) 「高齢者虐待防止指針」を作成し、遵守する。

第19条 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発、職場におけるハラスメントの内容および職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。

- (1) 苦情を含む、適切に対応するために必要な体制の整備、相談対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する。

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

(附 則)

この規程は、平成18年 9月 1日から施行する。

この規定は、平成25年 10月 1日から改正施行する。

この規定は、令和 3年 4月 1日から改正施行する。

この規定は、令和 6年 4月 1日から改正施行する。

この規定は、令和 6年 8月 1日から改正施行する。

(別表 1)

A：短期入所生活介護利用料金「1日あたり」

- ① 生活機能訓練体制加算 : 12 単位
- ② サービス提供体制強化加算Ⅱ : 18 単位
- ③ 夜勤職員配置加算Ⅱ : 18 単位
- ④ 介護職員等特定処遇改善加算 : 総単位×14.0%

1) 要介護 1	752 単位	(加算①～③を含む)
2) 要介護 2	820 単位	(加算①～③を含む)
3) 要介護 3	895 単位	(加算①～③を含む)
4) 要介護 4	966 単位	(加算①～③を含む)
5) 要介護 5	1035 単位	(加算①～③を含む)

\$、上記の単位に利用日数を掛け④を加算し、地域加算@10.55 円で換算する。

A'：介護予防短期入所生活介護利用料金「1日あたり」

- ① 生活機能訓練体制加算 : 12 単位
- ② サービス提供体制強化 : 18 単位

1) 要支援 1	559 単位	(加算①～②を含む)
2) 要支援 2	686 単位	(加算①～②を含む)

\$、上記の単位に利用日数を掛けA④を加算し、地域加算@10.55 円で換算する。

B：追加加算請求分(1回につき)

- 1) 送迎を行う場合の片道料金
184 単位
- 2) 療養食加算
8 単位

\$、上記の単位に利用日数を掛けA④を加算し、地域加算@10.55 円で換算する。

別表 2

\$、居住費（1日利用につき）基準額

C：居住費（所得階層別負担限度額）＊第4段階が基準額です

第4段階	2, 0 6 6 円／日
第3段階	1, 3 1 0 円／日
第2段階	8 2 0 円／日
第1段階	8 2 0 円／日

\$、食費（1日利用につき）基準額

D：食費（所得階層別負担限度額）＊第４段階が基準額です

第4段階	1, 500円/日
第3段階	650円/日
第2段階	390円/日
第1段階	300円/日

\$、その他の費用

E：散髪代 1, 500円 ～ 1, 700円程度（業者設定金額による）

F：テレビ使用料 50円／日